

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月25日

【会社名】 株式会社ゼンショーホールディングス

【英訳名】 ZENSHO HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長兼C E O 小川 賢太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03-6833-1600

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ財経本部長 丹羽 清彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03-6833-1600

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ財経本部長 丹羽 清彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2019年6月21日開催の当社第37回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金9円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小川賢太郎、竹井功一、小川一政、國井義郎、平野誠、江藤尚美、小川洋平、今村昌志、野々下信也、萩原敏孝、伊東千秋及び安藤隆春を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、渡辺秀雄、本田豊、竹内康二及び宮嶋之雄を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額600百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）とする。なお、当該報酬額には、使用人としての給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である社外取締役分も含めて、年額120百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,047,484	4,478	—	(注) 1	可決 (97.10%)
第2号議案	1,043,771	8,194	—	(注) 2	可決 (96.75%)
第3号議案				(注) 3	
小川 賢太郎	1,037,535	14,425	—		可決 (96.18%)
竹井 功一	1,042,488	9,472	—		可決 (96.64%)
小川 一政	1,043,197	8,763	—		可決 (96.70%)
國井 義郎	1,043,183	8,777	—		可決 (96.70%)
平野 誠	1,043,592	8,368	—		可決 (96.74%)
江藤 尚美	1,043,465	8,495	—		可決 (96.73%)
小川 洋平	1,042,715	9,245	—		可決 (96.66%)
今村 昌志	1,043,447	8,513	—		可決 (96.72%)
野々下 信也	1,043,398	8,562	—		可決 (96.72%)
萩原 敏孝	1,043,719	8,241	—		可決 (96.75%)
伊東 千秋	1,044,236	7,724	—		可決 (96.80%)
安藤 隆春	1,014,027	37,933	—		可決 (94.00%)
第4号議案				(注) 3	
渡辺 秀雄	1,044,070	7,894	—		可決 (96.78%)
本田 豊	1,033,417	18,547	—		可決 (95.79%)
竹内 康二	1,034,659	17,305	—		可決 (95.91%)
宮嶋 之雄	1,044,644	7,320	—		可決 (96.83%)
第5号議案	1,042,308	9,556	39	(注) 1	可決 (96.62%)
第6号議案	1,042,645	9,233	39	(注) 1	可決 (96.65%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

以上